

議第75号 呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」といいます。）の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

定年年齢の引上げにより65歳までフルタイムで勤務することを原則とする中で、60歳以上の職員について、健康上、人生設計上等の理由による多様な働き方を可能とするニーズに対応するため、法の一部改正により、60歳に達した日以後、引き上げられた定年前に退職した職員について、定年前再任用短時間勤務職員として短時間勤務の職に採用（任期は引上げ後の定年年齢の年度末まで）することができる制度が導入されるとともに、現行の再任用職員制度が廃止されました。

これに伴い、再任用職員に関して定めている規定を、定年前再任用短時間勤務職員に関するものに改めます。

なお、定年前再任用短時間勤務職員の給与の仕組み等は、現行の再任用短時間勤務職員と同様となります。

また、現行の再任用職員制度は廃止されますが、定年年齢の段階的な引上げが完了する令和13年度末までは、暫定再任用職員制度に移行して残ることとされています。

3 施行期日

令和5年4月1日